

## 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的权利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しそうという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:  
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.  
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.  
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.  
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.  
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.  
Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.  
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.  
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.  
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.  
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

### 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないというごとではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その國のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般的の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

グローバルな視野から健康を考え、国内外で人々の健康増進につながる諸活動とWHO憲章精神の普及活動を展開しています。私たちの活動に賛同し、継続的ご支援頂ける方のご入会をお待ちしています。

会員種別	年会費	
正会員 個人	50,000円	
正会員 法人	100,000円	
個人賛助会員	1口	5,000円
学生賛助会員	1口	2,000円
法人賛助会員	1口	10,000円

※公益社団法人日本WHO協会推奨商品等の禁止について  
当協会では、特定の商品やサービスについてその品質性能等をWHOに関連付けて評価・認定・推奨するような活動は一切行っておりません。また、会員に対しても倫理規定を設け、当協会名を利用して消費者に誤認を与えるような商品販売・広告等の営業活動を行うことのないよう周知徹底いたしております。もし、当協会が関与したかのような事象にお気づきの場合には、事務局までご一報下さい。  
公益社団法人日本WHO協会

### 機関誌 目で見るWHO 第56号

2015新春号 平成27年1月10日印刷  
平成27年1月16日発行

発行者 関 淳一  
発行所 公益社団法人日本WHO協会  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8  
大阪商工会議所ビル5F  
TEL 06-6944-1110 FAX 06-6944-1136  
E-Mail info@japan-who.or.jp  
URL http://www.japan-who.or.jp/  
印 刷 大光印刷株式会社 TEL 06-6714-1441

無断転載お断りします

# (公社)日本WHO協会の沿革

- 1948 「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2012 公益社団法人に移行。世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

## 歴代会長・理事長、副会長・副理事長（在職期間）

会長・理事長	副会長・副理事長
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)
奥田 東(1976-88)	尾村 健久(1965-68)
澤田 敏男(1989-92)	木村 康(1965-73)
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)
関 淳一(2010- )	清水 三郎(1974-95)
	花岡 堅而(1982-83)
	羽田 春免(1984-91)
	佐野 晴洋(1989-95)
	河野 貞男(1989-95)
	村瀬 敏郎(1992-95)
	加治 有恒(1996-98)
	坪井 栄孝(1996-03)
	堀田 進(1996-04)
	奥村 百代(1996-06)
	末舛 恵一(1996-04)
	中野 進(1998-06)
	高月 清(2002-06)
	北村 李軒(2002-04)
	植松 治雄(2004-06)
	下村 誠(2006-08)
	市橋 誠(2007)
	更家 悠介(2008- )

# WHOへの人的貢献を推進しよう

## 新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-15-18  
Tel 06-6714-8222 Fax 06-6714-8090

## 岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子  
弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-19-901  
サンメゾン北浜ラヴィッサ9F  
Tel 06-6209-8103 Fax 06-6209-8106

## 医療法人 光陽会 小森内科 院長 小森 忠光

〒558-0011 大阪市住吉区苅田7丁目11番10号  
平元ハイツ 1F  
Tel 06-6696-1171 Fax 06-6696-1173

## 大光印刷株式会社

代表取締役社長 細川 雄大

〒546-0042 大阪市東住吉区西今川1丁目16番4号  
Tel 06-6714-1441(代) Fax 06-6714-9393

## 株式会社 プロアシスト

代表取締役 生駒 京子

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-3-9  
星和高麗橋ビル1F  
Tel 06-6231-7230 Fax 06-6231-7261

## 日本ポリグル株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0013 大阪市中央区内久宝寺町4-2-9  
Tel 06-6761-5550 Fax 06-6761-5572

### 金鳥 潟巻



金鳥の蚊取線香【世界初の除虫菊を含む蚊取線香】が  
「重要科学技術史資料(未来技術遺産)」に登録されました  
(国立科学博物館による登録)



創業者 上山英一郎は、世界初の蚊取線香を 1890(明治23)年に発明。  
蚊取線香は世界中に輸出され、マラリア等 蚊が媒介する疾病の予防に大きく貢献し、  
人々の健康を増進し、現在でも広く用いられています。

 KINCHO

広告

手の消毒100%

検索

[tearai.jp/hospital](http://tearai.jp/hospital)



**SARAYA**

# 病院で手の消毒100% プロジェクト

東アフリカでの院内感染をなくすために。

SARAYAは、アルコール手指消毒剤の普及を進めています。

まず、ウガンダから。



衛生環境の問題が原因で失われる命を、この世界からなくしたい。衛生製品メーカーとして創業時から変わらない想いで、サラヤは、2010年から、アフリカ・ウガンダでのユニセフ手洗い促進活動への支援活動をはじめました。その活動を続ける中、サラヤは、村での手洗いの普及活動だけでなく、劣悪な状態にある医療機関の衛生環境も改善したいと考えるようになりました。病院内での病気の感染を防げば、乳幼児死亡率や妊娠婦死亡率をもっと下げることができるのです。

2011年には、現地法人SARAYA EAST AFRICAを設立。

アルコール手指消毒剤を現地生産し、医療従事者に普及させていくことを目指す、ソーシャルビジネスをスタートしました。まず、ウガンダから。いずれは東アフリカ全域へ。現地の人々の雇用も生み出しながら、アフリカの社会課題を解決し、持続可能なビジネスとして広げていく。サラヤの挑戦ははじまったばかりです。



**SARAYA** サラヤ株式会社

大阪市東住吉区瀬里 2-2-8  
TEL 0120-40-3636 <http://www.saraya.com/>

**SARAYA East Africa**

Address: P.O. Box 23740, Kampala, Uganda Tel: +256-(0)312-72-72-92  
Email: [info@saraya-eastafrica.com](mailto:info@saraya-eastafrica.com) Web Site [Eng]: <http://worldwide.saraya.com/>

## 日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

## C O N T E N T

ごあいさつ ..... 1

沿革 ..... 2

### ●第4回Jaih-sとの共同企画フォーラム開催報告

「紛争概論×少年兵のメンタルヘルス」～紛争の終とは～

開会の挨拶 ..... 関 淳一... 3

.....吉村 翔平・内田 絵里... 4

紛争概論—少年兵問題の観点から ..... 小野 圭司... 5

少年兵のメンタルヘルス ..... 小川 真吾... 10

### ●WHOインターンシップ体験記

西太平洋地域事務局インターンシップ報告 ..... 石川 渚... 17

### ●Food Safety 食の安全

本当は危ない食品のカビ毒(マイコトキシン)汚染

.....川村 理... 20

フォーラム開催のお知らせ ..... 25